

「(外国人事業法に基づく)最低資本及び 最低資本のタイ国への持込期間を 定める省令」

2005年3月4日

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

(外国人事業法に基づく)最低資本及び最低資本のタイ国への持ち込み期間を定める省令

前文省略

第一項

仏暦二五四五年・最低資本及び最低資本のタイ国への持ち込み期間を定める省令の第三項の内容を廃し、以下に代える。

「第三項

第三ノ一項の規定下に自然人もしくはタイ国内で登記していない法人である外国人は、最低資本である外貨を第一四条第一段に基づく営業開始日もしくは第一四条第二段に基づく許可取得日から三年以内に、第一項または第二項で定められた基準に基づき全額をタイ国内に持ち込まなければならない。このとき最初の三ヶ月以内に最低資本の二五%以上を、一年以内に五〇%を持ち込まなければならない。残りについては一年につき最低資本の二五%以上を持ち込む。

事業期間が三年に満たない場合は、最低資本となる外貨を第一四条第一段に基づく営業開始日もしくは第一四条第二段に基づく許可取得日から六ヶ月以内に持ち込まなければならない。」

第二項

以下の内容を仏暦二五四五年・最低資本及び最低資本のタイ国への持ち込み期間を定める省令の第三ノ一項及び第三ノ二項として加える。

「第三ノ一項

タイ国が締結している、一方の締結国がもう一方の締結国国民に相互に免除権を付与する二国間条約によりタイ国内で事業を営む第三項に基づく外国人は、本省令の施行日から五年以内に第一項または第二項で定められた基準に基づき最低資本を外貨で全額タイ国内に持ち込まなければならない。

第三ノ二項

タイ国が締結している、一方の締結国がもう一方の締結国国民に相互に免除権を付与する二国間条約によりタイ国内で事業を営むタイ国内で登記した法人である外国人は、営業開始日もしくは保証書取得日にその法人が第一項または第二項で定めた基準に基づく最低資本全額を有していないとき、本省令の施行日から五年以内に当該基準に基づき外貨で最低資本を全額タイ国内に持ち込む。」

第三項

本省令の施行日前に、タイ国が締結している一方の締結国がもう一方の締結国国民に相互に免除権を付与する二国間条約によりタイ国内で事業を営んでいたタイ国内で登記した法人である外国人で、第一項または第二項で定めた基準に基づき最低資本をまだ全額持ち込んでいない者

は、本省令の施行日から五年以内に当該基準に基づき全額持ち込なければならない。

仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕七月一四日制定

仏暦二五四七年八月三〇日官報告示